

行政手続法の施行状況に関する調査結果（概要）

－ 地方公共団体 －

平成 22 年 12 月

総 務 省

○ 調査の目的、時点

本調査は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の円滑かつ的確な施行に資することを目的として、審査基準・標準処理期間・処分基準の設定状況等について、平成 22 年 3 月 31 日現在の状況を調査したものである。

- ① 審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定状況は、平成 20 年度及び 21 年度の 2 か年に新設された処分（申請に対する処分及び不利益処分）を調査対象とした。
- ② 聴聞・弁明手続は、平成 21 年度（1 か年）の実施状況を調査した。

○ 調査対象機関（97 団体）

- ① 全都道府県（47 団体）
- ② 全政令指定市及び全県庁所在市（50 団体）

○ 調査結果

1 申請に対する処分

(1) 審査基準（申請により求められた許認可等を行うかどうかを、根拠法令の定めに従って判断するために必要とされる基準）の設定状況等

行政手続法の対象となる処分（都道府県 71.4 種類、市 19.7 種類）について

◆ 審査基準を設定しているもの

都道府県：56.3 種類（対象処分 71.4 種類の 78.9%）

市：16.2 種類（対象処分 19.7 種類の 82.3%）

◆ 審査基準を公にしているもの（ホームページへの掲載や窓口への備付等）

都道府県：24.7 種類（通知・通達等で審査基準を設定している処分 26.0 種類の 95.0%）

市：6.7 種類（通知・通達等で審査基準を設定している処分 7.1 種類の 93.3%）

（注）処分の種類数は、いずれも 1 都道府県又は 1 市当たりの平均である（以下同じ）。各割合は処分の種類数の合計（延べ数）から算出している数値であり、処分の種類数の平均から算出したものではない。

(2) 標準処理期間（申請が行政庁の事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間）の設定状況等

行政手続法の対象となる処分（都道府県 71.4 種類、市 19.7 種類）について

- ◆ 標準処理期間を設定しているもの
都道府県：32.1 種類（対象処分 71.4 種類の 44.9%）
市：7.7 種類（対象処分 19.7 種類の 39.0%）
- ◆ 標準処理期間を公にしているもの（ホームページへの掲載や窓口への備付等）
都道府県：25.8 種類（通知・通達等で標準処理期間を設定している処分 27.9 種類の 92.5%）
市：4.0 種類（通知・通達等で標準処理期間を設定している処分 4.3 種類の 93.1%）

2 不利益処分

(1) 処分基準（許認可等の取消し、営業の停止等の不利益処分をする際の判断基準）の設定状況等

行政手続法の対象となる不利益処分（都道府県：48.3 種類、市：19.5 種類）について

- ◆ 処分基準を設定しているもの
都道府県：36.3 種類（対象処分 48.3 種類の 75.2%）
市：15.0 種類（対象処分 19.5 種類の 76.9%）
- ◆ 処分基準を公にしているもの（ホームページへの掲載や窓口への備付等）
都道府県：18.4 種類（通知・通達等で処分基準を設定している処分 19.1 種類の 96.5%）
市：4.1 種類（通知・通達等で処分基準を設定している処分 4.8 種類の 85.3%）

(2) 不利益処分をしようとする場合に執るべきこととされている聴聞・弁明手続の実施状況

（聴聞手続：許認可等の取消し・資格又は地位のはく奪など、名あて人となるべき者に及ぼす不利益の程度が大きい不利益処分をしようとするときに実施
弁明手続：上記以外の不利益処分（例えば営業停止処分）をしようとするときに実施）

平成 21 年度における通知件数は以下のとおり。

- ◆ 聴聞手続
都道府県：36,312 件
市：343 件
- ◆ 弁明手続
都道府県：28,121 件
市：57,801 件